

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第182号

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則

第1条中「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料」を「京都市立幼稚園の」に、「授業料等」を「保育料等」に改める。

第2条本文中「授業料等の納付が困難」を「保育料等を納入することが困難である」に、「減免をすることができる」を「減免する」に改め、同条ただし書きを削る。

第3条第1項中「授業料等」を「保育料等」に改め、「授業料の免除にあっては授業料免除申請書（第1号様式）に、保育料及び入園料の減免にあっては」を削り、「第2号様式」を「別記様式」に改め、「本人及び本人と同一世帯に属する者の所得を証明することができる書類」を削り、「添え」を「添えて」に改め、「学校長（）及び「を含む。以下同じ。）」を削り、「市長」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「あたり、必要」を「当たり必要がある」に、「場合」を「とき」に、「学校長」を「幼稚園長」に、「聴取する」を「聞く」に、「できる」を「ある」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「授業料等」を「保育料等」に、「変更を」を「変更が」に改め、同条第2項中「授業料等」を「保育料等」に改め、同条第3項中「第5条」を「前条」に、「授業料等」を「保育料等」に改め、同条を第6条とする。

第9条本文中「授業料又は」を削り、「期又は月」を「月」に改め、「当該期又は」及び「翌期又は」を削り、同条を第7条とする。

第10条中「授業料等」を「保育料等」に、「追徴することができる」を「徴収する」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「授業料等」を「保育料等」に改め、同条を第9条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則第3条第1項」を「京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減

免の取扱いに関する規則第3条」に、

生年月日 (年齢)	性別	幼児との続柄
・ (歳)		

を

」

「

生年月日
(年齢)
・
(歳)

」

に改め、同様式を別記様式とする。

第3号様式を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)